

自然科学研究機構分子科学研究所 F R A 取扱要領

平成 28 年 2 月 19 日
分子科学研究所長決定

(趣旨)

第 1 この要領は、岡崎 3 機関リサーチ・アシスタント (R A) 実施要領に基づき、自然科学研究機構分子科学研究所において雇用されるリサーチ・アシスタントのうち、国際連携の推進のため共同研究等に参画する外国人留学生で、優れた研究能力及び将来において研究者となる意欲を有し、大学共同利用機関法人自然科学研究機構岡崎 3 機関等特定契約職員及び短時間契約職員給与規程取扱要項別表第 3 第 3 号を適用される者 (以下「F R A」という。) の取扱いについて、必要な事項を定める。

(資格)

第 2 F R A になることができる者は、総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コースの学生 (令和 4 年度までの物理科学研究科構造分子科学専攻及び機能分子科学専攻の入学者を含む) のうち、自然科学研究機構分子科学研究所 S R A に申請した外国人留学生 (5 年一貫制博士課程を受験した外国人留学生を含む) 又は従事する職務内容等の特殊性等により主任指導教員が特に必要と認めた外国人留学生とする。

ただし、日本永住権を有する外国人、日本学術振興会特別研究員及び国費外国人留学生又はそれに準ずる奨学金等受給者、自然科学研究機構分子科学研究所 S R A 受給者は資格を有しないものとする。

(選考)

第 3 選考は、次のとおりとする。

- (1) S R A に申請した外国人留学生 (5 年一貫制博士課程を受験した外国人留学生を含む) については、選考委員会による審査を経て、主任指導教員からの申し出 (様式 1) に基づき、研究所長が行う。
- (2) 主任指導教員が特に必要と認めた外国人留学生については、主任指導教員からの申し出 (様式 1) に基づき、副指導教員及び 2 名以内の大学院委員会委員による審査を経て、研究所長が行う。

(選考委員会)

第 4 選考委員会は、大学院委員会委員により組織する。

(選考時期)

第 5 選考時期は、次のとおりとする。

- (1) S R A に申請した外国人留学生 (5 年一貫制博士課程を受験した外国人留学生を含む) の選考時期は、総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コース 5 年一貫制博士課程 4 月入学 (第 1 回, 第 2 回) 又は博士後期課程 10 月入学 (第 1 回) 及び 4 月入学 (第 1 回, 第 2 回) の入学者選抜試験の直後の大学院委員会で行うものとする。

- (2) 主任指導教員が特に必要と認めた外国人留学生については、随時とし、主任指導教員からの申し出（様式1）を受けて審査を行うものとする。

（審査方法）

第6 審査方法は次のとおりとする。

- (1) 5年一貫制博士課程を受験した外国人留学生
入学者選抜試験の筆記試験及び面接試験の評価結果の点数により行う。
- (2) S R Aに申請し、博士後期課程を受験した外国人留学生、私費外国人留学生特別選抜により博士後期課程入学を認められた者、博士後期課程の外国人在学生、5年一貫制博士課程の2年次に在学し3年次に進級予定の者及び3年次以上の外国人在学生
S R A書類選考及び面接試験結果の点数により行う。
- (3) 主任指導教員が特に必要と認めた外国人留学生
主任指導教員からの申し出（様式1）により、副指導教員及び2名以内の大学院委員会委員による面談により行う。

（採用期間）

第7 採用期間は、1年以内とする。

- 2 採用期間は、必要に応じ大学院委員会で審査の上、1年以内の延長ができるものとする。なお、5年一貫制博士課程を受験した外国人留学生及びS R Aに申請した外国人留学生の採用期間の上限は、次のとおりとし、休学期間は採用期間に算入しないものとする。
- (1) 5年一貫制博士課程1年次に入学する者
入学した月から2年間までとする。
- (2) 博士後期課程に入学する者
入学した月から最短修業年限の3年間までとする。
- (3) 5年一貫制博士課程の2年次に在学し、3年次に進級予定の者
3年次に進級した月から最短修業年限の3年間までとする。
- (4) 5年一貫制博士課程3年次以上及び博士後期課程の在学生
採用を決定した年の10月から最短修業年限までとする。

（異動）

第8 指導教員は、F R Aが次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに研究所長に申し出なければならない。

- (1) 休学または長期欠席した場合
- (2) 他大学で研究指導を受ける場合
- (3) 退学または転学もしくは日本以外の国へ留学した場合
- (4) その他、F R Aとしての資格を失った時

（研究活動状況等の報告）

第9 指導教員は、F R Aの採用期間の満了日2ヶ月以前の12月又は6月までに、当該F R Aに研究活動状況等を記載した報告書（様式2）を作成させた上、所見及び評価を付して国際研究協力課大学院係へ提出しなければならない。

(F R Aの打ち切り)

第10 研究所長は、第7に定める採用期間に関わらず、F R A採用者が次の各号に該当する場合は、F R Aの資格を失うものとする。

- (1) 第8の(3)から(4)に定める事項に該当する場合
- (2) 日本学術振興会特別研究員や国費留学生又はこれに準ずる奨学金に採択された場合
- (3) 性行不良や学業を怠るなど、F R Aとしての品位が著しく欠けると認められる場合
- (4) 総合研究大学院大学学則第60条による懲戒処分を受けた場合

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、研究所長が別に定める。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成28年11月2日から施行する。

附則

この要領は令和3年3月19日から施行する。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は令和5年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の前日以前に採用されたF R Aの採用期間は、なお従前の例による。

附則

この要領は令和5年6月16日から施行する。

年 月 日

分子科学研究所長 殿

主任指導教員

分子科学研究所 F R A への採用について

このことについて、下記の者を F R A として採用していただきたく、よろしくをお願いします。

なお、雇用経費について、所定額の超過分を本研究室で負担できることを確認しておりますので、申し添えます。

記

- 区 分: 1. S R A に申請した外国人留学生 (5 年一貫制博士課程を受験した外国人留学生含む)
2. 特に必要と認めた外国人留学生

※ F R A の採択基準を満たす 5 年一貫制博士課程を受験した外国人留学生に、在籍区分を超えた時間給の適用を必要とする場合は、両方の区分を選択してください。

採用候補者氏名:

研究プロジェクト名等:

従事する業務内容:

その他特記事項:

※区分 2 の場合は、F R A としての採用の必要性や従事する職務内容等の特殊性等により、在籍区分を超えた時間給の適用を必要とする理由等を、具体的に説明してください。

分子科学研究所 F R A 研究活動状況等報告書

FRA Activity Report

分子科学研究所長 殿
To the IMS Director General

年 月 日
Date: year / month / day

所属 (学年) / Program (or Department) (grade)
コース (または専攻) (年)
Program (or Department) ()

氏名 / Name in Full

年 月から 年 月における研究活動状況等を下記のとおり報告いたします。
I hereby report results of FRA Activities from to as below.

記
Remark

報告事項 / Report Items
1. 研究成果の概要 / Research Summary
2. 発表論文・学会発表・受賞等 / Publications, Conference presentations, Awards, etc.

※報告する内容が様式の行数内に収まらない場合は、自由に行を追加して入力してください。
If the space above is not sufficient, please add page(s) freely.

研究活動状況等に関する所見・評価	
F R A採用者の研究活動 状況等に関する所見	
評価	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
延長希望	有 ・ 無

※ 評価は4段階（優・良・可・不可）で判定してください。
※ 必要に応じ大学院委員会で審査の上、1年以内の延長が可能なため、延長希望についてもお知らせください。

年 月 日

指導教員氏名 _____